

ジョン・ロールズにおける正義の原理

濱小路和也

(岡崎宏樹ゼミ)

1. はじめに

1971年ハーバード大学出版局Harvard University Pressから一冊の本が刊行された。書名はA Theory of Justice (邦題『正義論』)、著者はジョン・ロールズ (John Rawls, 1921年 - 2002年) である。この本は主としてアングロサクソン圏の政治哲学・道徳哲学に大きな影響を与えたが、その理由は1950年代・60年代の合衆国の社会的背景にある。この時期アメリカでは、黒人を中心とした公民権運動・ヴェトナム戦争に対する反戦運動・学生運動の三運動が本格化していた。これら三運動は「平等・自由・真理」というアメリカ建国の理念に深く関わっていた。また、ウォーターゲート事件 (1972年) など政治腐敗が大きな社会問題となった時期でもあった。まさに正義の本質が問われた時代に出版されたがゆえに、この本は専門の学問領域を超えた大きな関心を集めたのである。

現在も正義をめぐる状況は依然として混沌としている。先進国では移民の増加が人権問題を引き起こし、経済格差の増大が不平等を拡大している。2001年9月11日のアメリカ同時多発テロ以降、国際社会は合衆国が推し進める「テロとの戦い」の正当性に対してどう対応するか、厳しい判断が迫られている。このような現代世界においてロールズの『正義論』はどのような意義を持つだろうか。それは机上の空論だろうか。それとも現実の根底まで届くものだろうか。

本論のねらいは、ロールズの議論を精緻に分析した盛山和夫らの読解を参照して、ロールズのいう正義の論理構造を明らかにすることにある。この作業によって、自国の利害に左右される政治的判断が語る「正義」とは別の地平において、しかし政治的現実を方向づけうる根源的な水準において、正義を存立させる可能性を探りたい。

2. 原初状態

ロールズは社会において正義が公正な環境で選択されるための最も基本的な条件を「原初状態 original position」という概念で検討している。ここでは、社会契約の出発点に仮定の「自然状態」をおいたルソーの論理に共通する発想がみられる。ロールズは契約当事者が選択した「正義の諸原理」を公正な契約状況下に置くためには多くの初期条件が必要であると考えた。この「原初状態」という架空設定においてロールズはどのような条件を記述しているだろうか。また「原初状態」の役割・構成はどのようなものだろうか。

2 - 1. 原初状態の構成

ロールズによれば、「原初状態」は客観的条件と主観的条件の二条件に区別する必要がある。順に述べることにする。

A. 客観的条件

客観的条件は以下の3条件である。

同時期に人々が同時間を一定期間内ともに過ごしていること、また人々の身体的能力・精神的能力がほぼ類似していること、そして人々の協働を必要としないほどあまり豊かではなく、かつ彼らの協働を可能としないほどあまり窮乏していないほど穏やかな「希少性 moderate scarcity」の状態であること、である (飯島 2001)。

またロールズは「完全に見ず知らずの人を初期設定にしない」と述べている。身体的・精神的条件がかけ離れた「完全な他者」のあいだでは要求があまりにも異なるため、初対面の状態で平等な契約を行うことができないとロールズは考えるのである。

B. 主観的条件

主観的条件は以下の4条件である。

正義の契約を行う当事者は「合理的で平等でかつ自由である rational, equal and free」こと。原初状態で行う契約は「自発的な合意 voluntary agreement」でなければならない。そのため当事者は「道徳的人格」でなければならない。

道徳的人格は二つの能力を有する。第一に自己の「善についての観念」を有する能力。これは自分自身の善についての観念を形成し、それを内省(反省)・修正できる能力である。第二に「正義の感覚」である。これは社会生活において正義の必要性・重要性を理解する能力である。

これら二つの道徳的能力を有しているならば、原初状態で誰を選択してもよいことになる。なぜなら、道徳的人格は非合理的な選択を行わないからである。もし人びとが不平等で抑圧された環境下に置かれていると自発的に契約を行えない。また道徳的人格ではない者は自分が間違ったことを行っているという認識が欠如している。正義の感覚がない人は、社会に正義が必要と考えない。それゆえこれら二つの能力は正義の契約にとって必須である。

当事者たちが「相互に無関心 mutually disinterested」であること。これは、原初状態において当事者は「エゴイスト」「利他主義者」という条件を仮定しないことを意味している。人びとは互いに無関心で、相手がどのような性格かをよく知らない。だが、相手の情報が双方にとって平等に不確定であるがゆえに、両者が公正な条件・状況下で「正義の諸原理」を結ぶことも可能になるのである。

契約の当事者たちは「無知のヴェール a veil of ignorance」に被われていること。当事者たちは「正義の諸原理」を選択する際に、契約が有利になる情報から遮断される。これにより当事者間に偏りがなく、すなわち「不偏性 the impartial」が保障される。

当事者たちは「自律 autonomy」していること。当事者たちが罪を犯した場合、彼らは処罰されることを恐れて法を遵守するのではない。彼らはみずからが選択した法への「義務 duty」から法を遵守するのであり、この自律性が正義の基礎

となるのである。

2 - 2. 無知のヴェール

先に述べた「無知のヴェール」は重要な概念であるので、詳しく検討しておく必要があるだろう。「無知のヴェール」は、契約当事者が互いを見知ってはいるが、相手を完全に把握することができないという情報の不確実性を示す概念である。「無知のヴェール」に被われた当事者たちは、社会全体を俯瞰的に見渡す位置に立つことができないため、社会のなかで自分が占める位置を正確に知ることができない。契約当事者たちは自己と相手の双方の「資質・心的要因・文化達成度」を原理的に知ることができない。無知であることにおいて当事者たちは平等である。「無知のヴェール」のせいで、当事者は自分にとって有利な契約を結ぶという利害関心の観点には立つことができないのである。

それゆえ、「無知のヴェール」という状況においては、当事者たちは利害ではなく、共通の論拠となる公共の正義という観点から契約に向かわざるをえないことになる。そうして原初状態において任意に選ばれた当事者の観点に立つとき、彼らは公正な契約が行われたと確信しうるのである。ロールズは「無知のヴェール」を以下のように説明している。

「われわれは、人びとに争いを起こさせ、社会的、自然的環境を自分の有利なように利用することとしてはならない。そのため、私は、当事者は無知のヴェールの背後におかれていると、仮定する。彼らは、様々な選択対象が自分に特有な事情にどのように影響を与えるかを知らない。当事者は、自分の社会における位置とか階級上の地位とか社会的身分 status を誰も知らない、と、仮定する。また、生来の資産や能力の分配に関する自分の運、つまり自分の知性や体力等々についても知らない。また、自分の善の概念、自分の合理的な人生計画に特有の事柄、危険回避度あるいは楽観論に陥りやすいかといったような自分の心理に独特の特徴さえも、知らない。これに加えて、当事者は、自分の属す社会特有な環境についても知らない。だが、彼らが人間社会に関する一般的な事実を知っている。つまり、社会組織の基礎や人間心理の諸

法則を知っている」(ロールズ, 1979, pp.136-8. ただし訳文を一部変更)。

「無知のヴェール」の存在が重要であるのは、これがあるときにしか平等な契約が行われなからである。「無知のヴェール」がかかっていないと、情報を持つ強者の意見が反映され彼らの利益の確保が優先される。一方、弱者の意見は反映されにくく彼らの利益確保は難しくなる。

例として、世界情勢を見てみよう。先進国が主要国首脳会議で環境・経済・エネルギーなどの問題を話し、自国の利益にかなうような結論を出す。この場合、情報を持つ大国の発言権が強く、自国の利益にあう契約を結びうるのに対し、情報の少ない弱小国は発言権が低く、自国の利益を守ることが難しい。個人間でも同様のことが言える。

それゆえ、公正な契約を成立させるためには、当事者が等しく「無知のヴェール」にかかっていること、あるいは、情報を平等に共有することが不可欠なのである。

2 - 3. マキシミン・ルール

原初状態において契約当事者たちは様々な規則的原理の中から、「共通のもの」を合理的に選ぶ出す。ロールズは、その選択において基準となるのが「マキシミン・ルール maximum minimorum」、すなわち「もろもろの最小値の中の最大値」であると考えた。

マキシミン・ルールを簡潔に表現すれば、「不確実な諸条件のもとでの合理的な選択」の規則だといえる。ここでは盛山のあげる例を紹介したい。

「例えば、ある授業の期末テストを受けようとしたとき、あなたはできることならテスト勉強をしないで遊んでいたいと考えているとする。教師は難しいテスト問題を出すかもしれない。遊んでしまったときに難しい問題が出ると不合格で最悪の事態が生じる。

他方、教師の方は、学生には勉強してもらいたいと考えているが、できることならわざわざ難しい問題にはしたくない。しかし、問題が易しすぎるために、遊んでいた学生までも合格させるのは一番避けたいと考える」(盛山, 2006, p.77)。

このようなケースの利得構造を表したのが表1である。

表 1

		教師の出す問題	
		簡単	難しい
学生	遊ぶ	10,3	0,5
	勉強する	3,10	7,7

各セルの数字のうち、左が学生の利得、右が教師の利得

(盛山, 2006, p.77参照)

表1を元にマキシミン戦略をみていこう。マキシミン戦略とは「自分の選択に関して相手の出方によって決まる利得のうち最悪のものを考察して、その最悪の利得の中で最もましな利得をもたらす選択をとる戦略」のことをさす。

表1では学生が「遊ぶ」を選択した際に、最悪の利得は0であり「勉強する」を選択したときの利得は3である。つまり後者の方が高い利得を得る。したがって、学生にとってのマキシミン戦略は「勉強する」になる。この「不特定条件下で当事者が最も最善で合理的な選択をする行動パターン」をマキシミン戦略という。その選択を決める規則が「マキシミン・ルール」である。

2 - 4. 内省的均衡

ロールズ理論は契約論の論理で構成されているという見方がある。しかし、盛山によれば、「契約論は表の顔にすぎず、本当はもっと手が込んでいる。むしろ、正義論を支えている真の論理は『内省的均衡 reflective equilibrium』だとみるべきなのだ」(盛山, 2006, p.91)。

内省的均衡とは何か。字義通りに解すると、「われわれの内省的な熟慮によって、社会にとって何が正しい事かを導き出すこと」となる。けれども、内省的熟慮によって正義が選択されると仮定すると、原初状態という架空設定を考え出した意味がなく、単に「契約当事者の内省的熟慮」とすればよいことになってしまう。

あるいは、原初状態が適切かの判断するために「反省・熟慮すること」を内省的均衡と解する見方もある。しかし、これも正しくない。原初状態はロールズが示した仮説である。だから、どんなに反省・熟慮しても「仮に想定してみた」という解答しか出てこない。

盛山は、正義の原理を現実社会のなかに具現化する際に必要な調整プロセスという観点から「内

省的均衡」を解釈している（下図を参照）。



(盛山, 2006, p.76)

ロールズによれば、正義の契約は、原初状態の「無知のヴェール」下において、契約当事者がマキシミン・ルールによって公正に選択するものである。しかし、そのように選ばれた正義の原理は、資源・才能の異なる「われわれの社会における市民」がいただく「正義に関する我々の熟慮された確信」と適合するののかという問題が生じる。これについてロールズは次のように述べている。

「ときには契約環境の条件を変え、ときにはわれわれの判断を撤回してそれらを原理に一致させるというように、行きつ戻りつすることによって、ついには合理的な条件を表し、十分に簡潔にされ調整された、熟慮された判断に一致する諸原理を生み出す初期状況の叙述を見出すだろうと私は思う。この事態を内省的均衡と呼ぶことにする」(ロールズ, 1979, p.16)。

ここでロールズは「熟慮された判断（確信）」に言及しているが、その内容については、「宗教上の不寛容・人種差別は正義にもとる」という、ごく簡単な記述しか見当たらない。「熟慮された判断」の中身をロールズは具体的に記述していないのである。

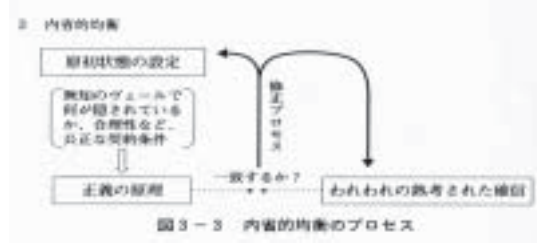
だが、盛山によれば、「ここにロールズの内省的均衡を理解する鍵がある」という（盛山, 2006, p.93）。もしもロールズが「熟慮された判断」の中身を具体的に記述していたならば、その原理は、いかなる社会条件にも関わらず定立する普遍的な絶対的真理として提示されたことになる。あらかじめ正義が真理が定められているのであれば、それが立ち上がる原初状態という論理上の設定も必要なくなる。だが、ロールズによれば、正義の原

理は、特定の社会的・歴史的現実をふまえた「熟慮された判断」のなかで再検討され、そのプロセスにおいて生成変化するものなのである。

先の引用文の少し前のところで、ロールズはもしも「われわれの判断」と原初状態から導き出された正義の諸原理のあいだに不一致があれば、「われわれは初期状況 [= 原初状態] の説明を修正するか、現在ある判断を改めるかのどちらかができる」(ロールズ, 1979, p.16) と述べている。ロールズは「われわれの熟考された判断」が固定されているとは考えていない。社会的現実のなかで正義の原理を定立するには、「原初状態の設定のしかた」と「われわれの現在ある規範的判断」の両者をつきあわせて熟慮反省的に調整し、修正を加えるプロセスが必要である。このプロセスが内省的均衡である、と考えることができる。

内省的均衡のプロセスにおいては「原初状態の設定」も変更されうる。なぜなら、仮説として設定された原初状態と当事者の選択によって、われわれの正義の諸原理が導かれるが、原初状態の設定の仕方から導出された正義の諸原理と我々の規範的判断が違う場合があるからである。導出された正義の諸原理と規範的意識一致しない場合は、原初状態の「契約環境の条件」もしくは「われわれの判断」の両方または片方を変化させることができる。そのことによって「われわれの熟慮された判断」が「正義の諸原理」に一致するようにするプロセスが「内省的均衡」である。それは、二つの条件を折衷的に妥協するのではなく、両方の条件が一致する諸原理を選択するプロセスだといえる。

以上の関係は次の図によって示される。



(盛山2006, p.95)

3. 正義の原理

3 - 1. 正義とは何か

ここでは、ロールズの「正義の原理」が他のさまざまな正義論のなかで占める独自の位置を確認するために、それ以前に論じられてきた正義の概念を概観することにしよう。

『新社会学辞典』では、正義は「人間の行為や社会的制度の正、不正の評価基準」と定義されている。かつてアリストテレスは「理想像の一部となし、社会成員間における利益・負担の適正な配分・調整を規制する原理である」と論じた。一方、ソクラテスは「国法に従うことである」と考えていた。「ただし国法が不十分であると思われる場合には、その改善へと「説得」の努力をせねばならない。「説得」が成功した場合には、非合法活動が許可されるのではなく「国法の遵守」に踏み止まらねばならない。さらに、正しい人はいかなるケースでも正しい行為を行うべきである。それゆえ、相手から不正を受けても、仕返しに不正を行ってはいけない」。

近代に入ると正義は「人間の相互契約あるいは黙約によって成立する」という見解が有力となる。ホブズは「公的権力が存在しない人間の自然状態において正義など存在せず、万人が万人に対して闘う状態が支配する。そこで人々は、共倒れにならないように、相互契約を結んで公権力を成立させるように強られるが、その相互契約を守ることに正義の本質がある」と論じた。ホブズにとって正義は自己保存という至上価値のための手段である。

一方、ロックは「自由・生命・財産から成る所有権 (property) を保証するために、人々が相互契約によって成立させた公的な政治や法一般のあり方」として正義を捉えた。また、ルソーは、私有財産によって人間の不平等が生じると考え「正義は、人々の私利私欲を排した公的意識たる一般意志の合意からのみ生まれる」と論じた。これに対し、カントは「正義とは、人々のアプリアリの意志から生まれる公民体制で実現する根本規範に他ならない」と考えた。

これら哲学者たちが論じた正義とロールズの正義にはどのような違いがあるだろうか。ロールズ

は「正義論」の冒頭部分、第一章第一節「正義の役割」において次のように述べている。

「正義とは、社会制度の第一の徳目であって、これは真理が思想体系の第一の徳目であるのと同様である」(ロールズ, 1979, p.3)。

この文章で注目したい語句が二つある。一つは「徳目」(virtue)、二つ目は「社会制度」(social institution)である。「徳目」とは、勇気・正直・勤勉などの個人が有する道徳的特性を指す。この言葉自体はありふれているが、「社会制度」の一語が加わることによって、ロールズの考える「正義」が個人道徳の産物ではなく、社会全体に関わる道徳であることが示されている。

だが疑問が残る。なぜ彼は「正義」を第一の徳目と考えたのだろうか。先の引用文に続く部分に目を向けよう。

「たとえ論理が優美で無駄がなくとも、真理でなければ、その理論は退けられるか改められるかしなければならない。同様に、法と制度は、正義にもとらねば、どんなに効率的で整然としていても、改正されるか廃止されるかしなければならない。各人には皆正義に根ざす不可侵性があり、社会全体の福祉でさえこれを侵すことはできない。このため、ある人々の自由 (freedom) の喪失が、他の人々に今まで以上の善 (good) を分け与えることを理由に、正しい (right) とされることを、正義は認めない」(ibid.)。

この洗練された難解な一文を解釈するためには、次の三点に注目したい。

第一に、ロールズは正義を「善」や「福祉」とは異なるレヴェルの価値として位置づけ、「正義」の価値を「善」の価値に優先させている点である。一般に「善」とは、諸事物が人々に対してもつ好ましい性質を表現するものである。これは、快楽や幸福をもたらす性質から自己実現や生きがいに関するものまで、個人の「生の善さ goodnes of life」を構成する。それゆえ「善」は基本的に個人に関係する価値であるといえる。これが大人数にとっての「善」である場合は、共通に善いものを「共通善 common good」と呼び、その性質を持つ物財を「共通財」と呼ぶ。だが、ロールズはこのような個人の善や共通善を超えた水準に「正義」の価値を設定している。この「善」に対する正義の優先

性」というロールズのテーゼは、その後、リベラリズム思想の根本テーゼのひとつとなった（盛山、2006, p.60）。

第二に、正義にもとるような法と制度は「どんなに効率的で整然としていても、改正されるか廃止されるかしなければならない」と述べられている点である。正義は、法と制度の到達目標ではなく、存在理由そのものである。

第三に、正義を構成するのは各人における「不可侵性inviolability」であるという主張である。何らかの不可侵であるものを設定し、制度が正義にかなっているということは、不可侵のものを不可侵なものとして定立することができることだ。盛山は、この考え方にも現代のリベラリズムの特徴がよく現れている、と指摘している（ibid.）。

3 - 2 . 社会契約論

先にも触れたが、ロールズの『正義論』は、「社会契約論を現代化、一般化したもの」という評価を受けることがある。ここでは社会契約論と正義論の論理構造を比較して、両者の差異と共通点を明確にしておきたい。

まず社会契約論とはどのような概念か、概略をみておこう。社会契約論とは、ホブズ、ロック、ルソーと続く近代初期の重要な社会理論の共通概念である。契約論の基本は、われわれが何かの決まりを守らなければいけないのは、われわれがそうすると約束をしたからだ、という考えにある。約束したことは守らなければならない、約束の内容は約束した当事者たちを規範的に拘束するのである。

ホブズ、ロック、ルソーら代表的な「社会契約論者」は、一見すると、社会契約を「個人間の契約」として語っているようにみえる。しかしこの「契約」は私たちの世界で行われている契約とは異なる水準にある。というのも、ホブズ、ロック、ルソーは、いずれも契約以前の状態すなわち「自然状態」を理論的に想定し、自然状態において結ばれた契約によって、自然権および自然法とは区別された社会的な制度と規範が成立されるといった共通の構図を有するからである（森岡他、1993）。

ここではジャン＝ジャック・ルソー（Jean-Jacq

ues Rousseau, 1712年 - 1778年）の「社会契約論」をとりあげよう。ルソーの社会契約論には、二つの水準の「拘束」が存在する。

第一の水準の「拘束」は三つの約束として現れる。ルソーによれば、社会契約がなされることによって公的人格としての政治体が立ち現れるが、これを成り立たせるのが「人々の相互約束」、「人々の政治体への約束」、そして「政治体の人々への約束」という三つの約束（義務）である。ここから第二の水準の「拘束」が生まれる。それは、社会契約論という物語を読む人々が物語から受ける「拘束」である。これら二水準の拘束力によって、自然状態という架空の設定を含んだ論理が社会に現実的な効力を発することになる。

では、ロールズの『正義論』における契約はどうだろうか。ロールズの議論は、基本的にはルソーの契約論と同じ構図である。ルソーが契約以前に「自然状態」というフィクションを想定したのと同様に、ロールズは契約以前に無知のヴェール下の「原初状態」というフィクションを設定した。両者は正義の原理を物語によって、また物語として成立させている。では、その物語内の正義がいかにして、われわれの社会にとっての正義になるのか。ロールズは次のように述べている。

「われわれは、ある正義の諸原理は平等な初期状況で合意されるから正当化される、と言いたい。私はこの原初状態が純粹に仮想的であるという点を強調してきた。もしこの同意が決して実際には得られなければ、道徳的にせよその他のものにせよ、こうした原理になぜ何らかの興味を持たなければならないかを尋ねてみるのは当然である。その答は、原初状態の叙述に具現化されている諸条件が、実際にわれわれが受け入れるものであるということである。もし、われわれが受け入れないとしても、おそらく哲学的内省によって受け入れるようにと説得されるはずである。契約状況の各側面に、支持する根拠を与えることができる。」
「このような拘束は、われわれが社会的協同の公正な状況に対する制限とみなす用意のあるものを、表している」（ロールズ、1979, p.16）。

ここでロールズは、原初状態の仮想的な合意は、われわれが実際に合意するものであると述べている。その理由は、原初状態として設定された状況

は、実際にわれわれ自身が理性的な「内省」を通じて「公正なもの」と受け入れるからである。したがって、当事者にとっての社会的協同の公正な条件である正義の原理は、同時にわれわれが社会的協同に入るときの公正な条件になる。つまり「契約状況の各側面」は、われわれにとっても公正なものとして受け入れることができるので、そこでの合意内容である正義の原理はわれわれにも妥当する、といえるのである。

だが、こうした論理は二つの問題を抱えている。

第一に、契約論はフィクションとしての「魅力」に依存しているという点である。ロールズの場合は「原初状態における無知のヴェールのもとでのマキシミン・ルールという合理的選択による原理の選択」という構図が「公正な条件のもとでの道徳的な決め方」を示すのは、われわれが実際にそう「感じている」限りにおいてである。もし「原初状態」の物語に「魅力」を感じなくなったら、ロールズの契約論は効力を失うのではないか。

第二に、契約論はアプリアリであり、そこから導き出される具体的な諸制度が本当にわれわれにとって望ましいものとは限らないという問題である。もっともこれはロールズだけではなく、ホプズやルソーの契約論も同じ問題を抱えている。架空の物語によって導き出された規則的原理は「空想上の妥当性」しかなく、現実の適用において「意図せざる不正義」をもたらす危険性が極めて高い。他の社会契約論と同様に、ロールズ正義論も、こうした問題をもたらす可能性がある。では、以上のことを念頭に置きながら、ロールズが「正義の原理」をどのように位置づけているかを検討しよう。

3 - 3 . 正義の原理

ロールズの「正義の原理」は世の正義の概念を「一般化」したものではない。ロールズが行なったのは、正義の全体的な真理の定義づけでもない。ロールズによれば、「正義」は各人の反省的思考によって導きだされるべきものである。すでに述べたように、その導出のプロセスが「内省的均衡」である。ロールズが「原初状態」、「無知のヴェール」、「マキシミン・ルール」などの理論装置を使用して述べたのは、「われわれの熟慮した判断」

と「正義の原理」を妥協させるのではなく、両者に一致させる地点を探る「内省的均衡」のプロセスから「正義の原理」が導出される、ということであった。

このようにして示されたロールズの「正義の原理」には三つの特徴がある。

「正義の論理的意義」

ロールズが提示する「正義」の価値は、それが社会においていかなる意味を持つかを、論理的に確立することを目指している。「正義」とは「秩序ある公正な社会における人々の社会的協働と、協働の利益の分配を可能とする。また、協働の利益の分配の仕方についての公正な基礎ルールであって、公正としての正義は社会制度の徳目として最高位にある」。正義は法と制度の存在理由たる第一の徳目であり、公共の福祉や善よりも優先される。

「正義の原理の導入論」

「正義の原理」の導入においては、「原初状態」という架空の状況が設定されている。そこでは、仮想的な市民代表者が正義の原理を決定する役目を担う。彼らは、個別の利害と資源情報が「無知のヴェール」で隠されるという状況下で、望ましい正義の諸原理を「マキシミン・ルール」に基づいて合理的に選択する。正義の原理が架空の水準で導入されることによって、正義の内容が公正で不偏的なものであることが保障される。

「具体的な正義の原理」

最初の契約において当事者全員によって満場一致で選択される正義の原理には二種類ある(川本, 2005, p.132)。

第一原理：各個人は、基本的自由に対する平等の権利をもつべきである。その基本的自由は、他人と同様な自由と両立しうる限りにおいて、最大限広範囲にわたる自由でなければならない。

第二原理：社会的・経済的不平等は、次の二条件を満たすものである。第一条件は、それらの不平等が最も不遇な立場にある人の期待便益を最大化にすること。第二条件は、それが公正な機会の均等という条件下におかれることである。ただしこれはすべての人に開かれた職務・地位に付随するものでしかない。

第一原理は、人間の基本的人権などの権利を述

べており、第二原理は人々の平等と格差に焦点を当てている。第一原理は単純明快に思えるが、第二原理についてはより詳しく検討する必要があるだろう。

4. 平等原理の中の格差原理

ロールズは「格差原理」(the Difference Principle)は功利主義を超えると主張した。一般に、功利主義とは「個人の利益の社会全体での総量が最大になるような状態が望ましい」として、「最大多数の最大効用」をめざす考え方である。功利主義には二つの問題がある。第一に、人々の利益を効用という主観的な水準においた場合、これを個人間で比較することで格差感が生じるという問題である。第二に、利益の総量だけに注目すると個人間の利益分配の不平等が見過ごされるという問題である。よって、功利主義は、人々の利益がどんなに不均衡であろうと、その合計が大きい社会であればよい社会だと判断する考え方であるといえる。この不平等を解決するものとして、ロールズは「格差原理」を提示する。

「格差原理」は、「利益」の概念を「効用」ではなく「基本財primary goods」という観点でとらえる。基本財とは「権利、自由、機会の所得や富」あるいは「自尊心」など「あらゆる合理的人間が欲するもの」と想定される。ロールズは、こうした基本財を各人が享受している量は、ある程度客観的に計測ができ、その配分状況を客観的に考えることが可能だという。さらに、「格差原理」は、利益の分配について一定の平等主義を課すことで、単に総量だけではなく平等な分配が望ましいという立場を導く。

このようにみると、「格差原理」は功利主義よりも平等主義的な理論であることがわかる。

4 - 1. 平等とは何か

ロールズの「格差原理」を詳しく検討する前に、格差と深く関連する平等という概念について考えておきたい。近代の市民社会においては、人はすべて法の前に平等であるとされる。だが、資本主義経済のなかで実際には人々はさまざまな不平等を経験する。

平等という概念が明確に提示されたのは、ルソー

を代表とする啓蒙主義思想によってである。概念の中核は「生まれながらの平等」である。これは合衆国の設立、フランス革命を通じて、近代国家の基本理念とされた。ルソーは『人間不平等起源論』において、「自然状態」の人間は政治的・社会的に平等であり、それが本来の姿であったが、文明化の過程において不平等が生じたと論じ、人間本来の平等を取り戻す必要性を説いた。

平等を考えるにあたっては、なぜ平等なのかという理由の探求とともに、「いかなる平等をめざすべきか」という平等目標の設定が重要である。平等目標は「結果の平等」と「機会の平等」に分けることができる。

「機会の平等」とは、社会的地位が、学歴と資格を基本条件としながらも、つねに広く全員に開かれていることをさす。例えば、市民マラソンでは、希望者全員が参加可能であり、同時刻、同地点からスタートする。ここには「機会の平等」が反映されている。だが、マラソンにおける「機会の平等」は同時刻のゴールという「結果の平等」を帰結するものではない。このように、平等目標としての「機会の平等」を目指すか、結果までも「平等」を目指すかという問題が平等理論をめぐる議論の焦点となる。

平等の問題は市場に介入、規制する政策問題とも関連している。近代社会では、経済・学歴・スポーツなど様々な領域で市場競争が行われる。市場制度を支える価値は「自由」「機会の平等」「競争における公正」である。しかし「結果の平等」は存在しない。その理由は、市場は競争の結果に差が出て初めて価値が生じるシステムであるからだ。市場原理は「結果の平等」とは本来関連性がない。だから、市場によって導き出される諸制度が必ずしも社会にとって最善のものとは限らないのである。市場メカニズムにゆだねるだけでは貧富の格差の解消や各人が善き生の達成を目指す機会の保証は不可能である。よって競争市場に反するという理由で「結果の平等」を軽視することはできない。

では、この平等の問題をロールズは独自の「格差原理」という概念によってどのように位置づけたのだろうか。

4 - 2 . 格差原理

ロールズは「憲法の自由と正義の概念Constitutional Liberty and the Concept of Justice」(1963年)で、社会システムの基礎構造に関する分配の正義の問題は、経済活動の境界を定め規制する諸ルールの一般システムを設計するに際して、諸権利をどう分配ないし割り当てるのかという問題に等しい、と論じている。ロールズの考えによれば、一定量の所得や財を一定の嗜好・欲求パターンを有する所与の諸個人に分配するのは問題ではないという。

この観点からロールズは、「公正としての正義」の適用領域を「憲法上の自由」から「経済的財の分配」まで拡大する。いわば市場機構が達成する「分配の効率性」に「分配の正義」を追加されるのである。ここからロールズは、正義の第二原理の前半部分を「不平等がそれぞれの社会的地位を代表とする人間の利益になるべきである」と書き直している。

この言明は三つの解釈が可能である。

第一は、「ある歴史・仮想上の基準点(自然状態・現行制度の崩壊後の状態)」と比較し、人々の暮らしが改善されることだと解するものである。第二は、「パレード基準」(他の誰かが効用を悪化させない限り、どの人の効用も改善することができない状態。ある状況下で、最善の方法でもないが最悪の方法でもない状況が、ある人物によって最悪の状況に向かおうとする際しか、いかなる人も改善できない状況のことをさす)である。

だが「分配の正義」の観点から見れば両方の解釈に欠陥がある。前者の場合、自然状態に比して全員が利益を受ける状態なら、すべてが正しいことになる。そして、社会的な協力体制にともなう便益と負担が不正に分配されることに対する批判ができない。後者の場合は、あくまで複数の効率的な資源分配の集合を示すものにしか過ぎない。

そこで、ロールズは第三の解釈を望ましいものとして強調する。それは「複数の制度上の不平等を強いるシステムによって、最も不遇な立場におかれた人々を選び出し、その代表者の将来に見込みを、平等な自由と機会の平等という要求事項と両立させながら最大限望ましいものに改善する」

というものである(川本, 2005, p.111参照)。これは、社会生活の出発点におけるハンディキャップすなわち「格差」をどのように是正するかを定めたもので、「格差原理」と呼ばれる。

平等を計測するにあたって効用の個人間比較が可能かどうかをめぐる旧来の論争は、効用の総和(平均)を最大化すべきかどうかという先決問題を隠匿する傾向にあった。これに対し、格差原理は二種類のやり方で、個人間比較の客観的根拠の確立を目指している。

社会的地位において最も不利な立場の人を判断材料とし、その人を代表にする。

格差原理は、基本善を対象とする。それは、富・所得・地位などを規制する結果になり、富の平等で公平な再分配を行うことが可能となる。

こうして、第二原理が指定する二つの重要な地位(平等な市民権、所得・富の分配)が画定する。またこれによって「格差原理」は、補償原理の意図する「制度の全体構造を社会の効率性・テクノクラシー的価値観を強調しない」かたちで、基礎構造の目標を変化させるのである。

「格差原理」は、生まれつきの才能を分配状態として社会全体の共通資産とみなし、分配がもたらす便益の享受を目指す。したがって「格差原理」は友愛の原理であるということが出来る。生まれつき恵まれた暮らしの人々は、不遇の立場の人々の暮らしを改善するという条件のもとのみ、自己の幸運から利益を得ることが許されるのである。この観点に立つならば、才能に恵まれた者は偶然にその才能を他者より多く分配されたにすぎず、自らの能力を私利私欲のために使用するのではなく、恵まれない立場の人々の悲惨な状況を改善するために使用すべきだ、ということになる。個人の才能は社会全体の共通資産であり、社会という「相互利益のための協同的企て」に参加する市民は、この共通資産から適正な再分配を受ける資格があるのだ。

だが、「格差原理」は分配の際に市民間に絶対的な経済的平等達成を求めてはいない。ロールズも、社会的・経済的不平等が存在することが、社会的公正の観点から望ましい場合があると認めている。例えば医師や弁護士など専門性が高く、高い公共性が求められる職業につく者は相対的に高

い給与を保障されるべきである。彼らの活動が社会的に恵まれない者の利益になる可能性があるかぎりにおいて、それは必ずしも不合理ではない。

以上より、「格差原理」が目指すのは、恵まれた者と恵まれない者の双方の利益になり、かつ両者の間の格差がなるべく小さくなるように、しかしゼロにはならない、そのような財の再分配のあり方だといえるだろう。

5. ロールズに対する批判

ロールズは革新的な正義の理論を提示し多くの賞賛を受けたが、それと同時に多くの批判にさらされることにもなった。本節では、代表的な論客ノージック、サンデル、センによるロールズ批判を取りあげて、『正義論』の問題点についての考察を深めたい。

5 - 1. ノージックの批判

ロバート・ノージックの議論は、ロールズに対するリベタリアンからの批判、特に原理的リベタリアニズム（自由尊重主義）からの批判を代表するものである。

ノージック（1995）によれば、「人々が何かの手段で他者と財・サービスを変換させたり、それを他者に与えたりするような場合、どんなに善いとされるパターンでも、その構造から非とされることがある。これは、あるパターンを維持させるためにも、人々が望んでいる資源を譲渡することをしないように不断に干渉、もしくは、他者が何かの理由で譲渡することを選択した資源を、人々から取り上げるために定期的に干渉しなければならない」。いかなる構造的正義であれ、それが社会の規制に使用されるのであれば、国家が人びとの行動に継続的に干渉することになるからである。ノージックは、当時人気絶大であったプロバスケットボール・プレイヤーのウィルト・チェンバレンを例に批判を展開する。チェンバレンの所属チームが「ホームゲームの入場料のうち、25セントを彼に支払う」という契約を行なったとする。この契約の存在を知らないファンは、入場料を支払うごとに彼の名の書かれた箱に25セントを入れていく。今シーズンは百万人の観客動員数が記録され、彼の手元には25万ドルという大金が転がり込むだ

ろう。では、彼はこの所得に対する権限を有するといえるか。権限理論ではこれは肯定される。各人は結果としてチェンバレンに対して25セントを与えることを選択しており、チームがこれを彼に与えたとしてもファンにとっては同じことだからである。だが、「正義の原理」に立つと、適切な構造的理想を維持するという理由のために、この選手が富を獲得する権限が奪われてしまう。このような命令をわれわれは好意的に見ることができるだろうか、とノージックは問いかけるのである。「社会主義の社会は、合意に基づく成人間の資本主義的行為を禁止しなければならない」。

だが、はたしてロールズ理論が描く国家は、ノージックの寓話に登場する人々に対して継続的な干渉を行なうだろうか。政府が税政策を命じることは、公的に認識されている法の支配下の出来事であり、政策のたびに国家が人々に干渉することを認める体制とは異なる。この違いをノージックは無視しているように思われる。ロールズはノージックへの反論を以下のように述べている。「諸々の税および規制はすべて、原理上予測可能であり、保有物は、一定の補正がなされるという既知の条件の下で獲得されるのである。格差原理が私的取引に対して継続的かつ悠長的な干渉を行うことを命じると言う反論は、誤解に基づくものである」。

5 - 2. サンデルの批判

「正義の原理」は個人が道徳的に自律した人間を前提にしている。この前提が整合的かどうかを問うのがマイケル・サンデルMichael Sandelである。サンデルの議論はコミュニタリアニズムからのロールズ批判を代表するものである。

『自由主義と正義の限界』（1999）のなかでサンデルは、「原初状態」において「無知のヴェール」をかけられた当事者たちは、はたして道徳的な人格なのかどうかを問題にする。サンデルによれば、ロールズが前提としている契約当事者は「負担なき自己unencumbered self」である。「負担なき自己」とは歴史的・社会的個別性を捨象した抽象的自己のことである。「負担なき自己」の対概念は「状況がかけられた自己situated self」であり、これは「自らの家族・共同体・国家・国民の成員として、自らの歴史の担い手として、過去の革命の

子孫として、現代の共和国の市民として」自分のことを考えられる自己のことである。

ロールズは「原初状態」について、「当事者は楽しさや苦しさに対する力量ではなく、道徳的人格を自我の基本的側面とみなす。彼らは、人々がどんなに究極目標を持っているかさえない。そこではすべての支配的目標概念が否定される」（ロールズ、1979、p.439）と述べていた。サンデルによれば「原初状態」の当事者は、社会的・文化的な背景から切り離された仮想的な「負担なき自己」にすぎず、道徳的な人格判断を下す能力が十分に備わっていない。現実社会を生きる「状況づけられた自己」だからこそ、道徳的人格として社会を支えることができるのであって、抽象的人格に道徳性を付与するリベラリズムは原理的な間違いがある、とサンデルは批判するのである。

5 - 3 . センの批判

アマルティア・センは論文「何が平等か? Equality of What?」（1980）において、ロールズ批判を行なっている。センはこの論文でわれわれは何を平等にすべきかを問うている。もし何かを平等化することが最善ならば、重要なのは、人々の主観的な効用レベルや基本財の配分の方法ではなく、基本的潜在能力の平等化を達成することだ、というのがセンの主張である。主観的な満足、利益、効用の水準に定位した配分方法に基づいて社会的な望ましさの基準を打ち立てることを厚生主義と呼ぶ。センは、平等に関する功利主義・厚生主義・ロールズの格差原理に対する批判を展開する。

センによれば、ロールズは「格差原理」で論じる「最も恵まれない人々」から、身体的・社会的障害がある人々を除外している。この批判は正しく、『正義の原理』はこの問題を除外している。だが、ロールズによれば、その理由は「こうして難しい事例を考察するのは、われわれとは隔たりのある人々について考えることによって、その人たちの運命が憐憫や不安を呼び起こし、われわれの道徳的な知覚を混乱させてしまう」（ロールズ、1979、p.74）からである。よって、ロールズは「最も恵まれない者」を、才能・資質の点で不利な立場の者・出身階級の低い人々に限定して議論

する。だが、センはこの限定に問題があると批判する。センは障害を持つ人々も視野に入れた平等理論が必要だとして、基本財の概念の批判へと進む。ロールズは基本財を客観的レベルで考えられる効用情報に基づいて考察しているが、身体障害者の限定効用が少ないという功利主義の観点をとるならば、これは障害者に対して差別的不利益をもたらすだろう。センは、同一の財の量が障害のある人とない人との間で異なる意味を有することを強調する。また、ロールズの「格差原理」において身体障害者の「欲求の緊急度」が考慮されていないことも問題にしている。

6 . おわりに

最後に、以上の三者の批判をふまえて、ロールズの「格差原理」の問題点を4点にまとめておこう。

第一に、平等概念の主観的ないし心理的要素の軽視である。例えば、恵まれない環境の人に「機会・職務・地位」を与えるという場合、分配や援助が受け手の自尊心に与える心理的影響が十分に考慮されていない。

第二に、才能や資質が「生まれながら恵まれている人」が、逆に、機会が閉ざされている場合が考慮されていないという点である。潜在的才能に恵まれた人であっても、教育の機会を奪われたままでは才能は開花せず、むしろ誤ったかたちで使用することもありうる。これは本人にとっても社会全体にとっても不利益である。

第三に、家庭環境と社会環境が人間形成に与える影響の過大視である。私たちの社会は、才能がなくても努力すれば一定の成果を達成できるという教育を受けてきた。努力によって性格や人格を豊かに成長させることも可能であると教えられてきた。ところが、ロールズによれば、「ある性格は大部分において、個人の手柄とすることはできない。幸福な家庭や社会環境に依存しているからである」。

第四に、怠惰で努力をしないなど人をどのように扱うかという問題である。「格差原理」においては、人々の生まれながらの優れた才能は社会全体の共通の資産とみなされる。だが、共通の資産があるということは共通の負債もあるということ

である。怠惰の問題をどう考えるかは重要な現実的課題であるのだが、ロールズの議論ではこの点が不十分である。

このようにロールズの『正義論』は社会規範の根本原理に触れながらも、完全な正義のありかたを示すものではない。だが、正義が政治的状況のなかで相対的な正当性しか見いだせない時代に、この書は正義とは何かを原理的な水準で思考し続けることを要求している。確かなのは、私たちはロールズから出発することで、真の正義とは何かを問い続ける永続的プロセスのなかに身を置くことができるということであるだろう。

引用・参考文献

- 飯島昇蔵, 2001, 『社会契約』東京大学出版会
- 川本隆史, 2005, 『ロールズ 正義の原理 (現代思想の冒険者たちSelect)』講談社
- 北田暁大, 2003, 『責任と正義 リベラリズムの居場所』勁草書房
- ジャン - ジャック・ルソー, 1978, 『世界の名著36 ルソー』平岡昇訳, 中央公論新社
- ジョン・ロールズ, 1989, 『憲法上の自由と正義の概念』木鐸社
- , 1979, 『正義論』矢島釣次・篠塚慎吾・渡部茂訳, 紀伊国屋書店 (= John Rawls, 1971, A Theory of Justice, Harvard University Press.)
- ジョン・ロールズ&エレン, ケリー, 2004, 『公正としての正義 再説』田中成明他訳, 岩波書店
- 盛山和夫, 2006, 『リベラリズムとは何か ロールズと正義の論理』勁草書房
- チャンドラ・クサカ&フィリップ・ペティット, 1996, 『ロールズ 「正義論」とその批判者たち』山田八千子・嶋津格訳, 勁草書房
- マイケル・J・サンデル, 1999, 『自由主義と正義の限界』菊池理夫訳, 三嶺書房
- 森岡清美・塩原 勉・本間康平編, 1993, 『新社会学辞典』有斐閣
- 山脇直司, 1998, 『正義』, 広松涉他編, 『岩波哲学・思想事典』岩波書店
- ロバート・ノージック, 1995, 『アナーキー・国

家・ユートピア 国家の正当性とその限界』嶋津格訳, 木鐸社

渡辺幹雄, 2001, 『ロールズ正義論再説 その問題と変遷の各論的考察』春秋社

Sen, Amartya, 1980, "Equality of What?", S. McMurrin ed. The Tanner Lectures on Human Values Vol.1, University of Utah Press.